自動車車掌の部

一、乗客手荷物運搬の件

車掌の乗客手荷物を運轉手と同様にせられたし。

理由、従来車掌運轉手の乗客手荷物の取扱方法は甚だ不合理にして車掌の職務範囲も無視せられあり、車掌の乗客に対する態度不徹底なり、即時乗客運送の責任上重大なる影響をもたらすものなりと認め、その職責上からも乗客手荷物運搬を同様に取扱はさせるべきなり。依て即時実施せられたし。

二、車掌携帯時計供給方依頼の件。

車掌の附帯携帯時計を一時に支給せられたし。

理由、従来自動車車掌の附帯時計は一ヶ月供給無く、乗客の如く均一切符を取扱ひ其の手数は自動車の運行制の切符と比較せば遥かに簡単なるものなれども、かかる自動車車掌の附帯時計なきは甚だ合理的ならず、運行時刻に電車を一通り計算し電車を参考に取扱ふ、其の上一日二回以上なさねば結果あり、殊に電車は時間は恐らく一時不正確なるものあり、依て附帯時計を一時に支給せられたし。

三、車掌被服支給方依頼の件

車掌に外套を一年一着支給し、その着用期限を撤廃せられたし

服の下着を折襟に改正せられたし。

理由、車掌には従来外套を支給されあるも二年に一着にして職務の性質上各地の労苦甚しき為一着で二年は到底使用出来ず、自動車車掌に依り他の車掌が外套

財團法人 協調會